

地方自治における民意の反映を巡る論点

- ・地方自治、地方自治体の今日的な役割
- ・長と議会の選挙制度に関する課題
- ・立候補、議員としての活動に関する環境整備に関する課題
- ・議会と長との関係に関する課題
- ・住民参政制度(直接請求、住民監査請求・住民訴訟)に関する課題
- ・住民投票の可能性と活用にあたっての課題
- ・市町村の域内分権、あるいは「小さな自治」の必要性和可能性

総務省 自治行政局長

久 元 喜 造

1954年神戸市生まれ。76年自治省入省。82年青森県企画課長、87年京都府地方課長、90年自治省大臣官房企画室理事官、92年札幌市財政局長、95年内閣官房内閣審議官、97年以降、地方公務員の年金・医療制度、地域振興の調整、地方自治体の財政の調査、健全化、総務省内の政策調整、地方自治制度の企画・立案等を担当する各課長を経て、05年1月総務省大臣官房審議官(地方行政・地方公務員制度、選挙担当)、06年7月同選挙部長、08年7月より現職。

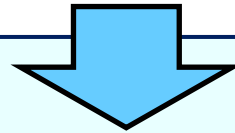
地方自治と地方自治体の役割

- 日本社会の変容

- 人口減少、現役減少社会、超高齢社会
- “無縁社会”（高齢者行方不明問題）
 - 家族・地域共同体・「カイシャ」の衰退
- 危機的な国家財政

「人間はひとりでは生きられない。しかし、
家族や地域や会社は、面倒を看てくれないかもしれない。」

大都市への人口集中と地方の疲弊
(限界集落、シャッター通り)



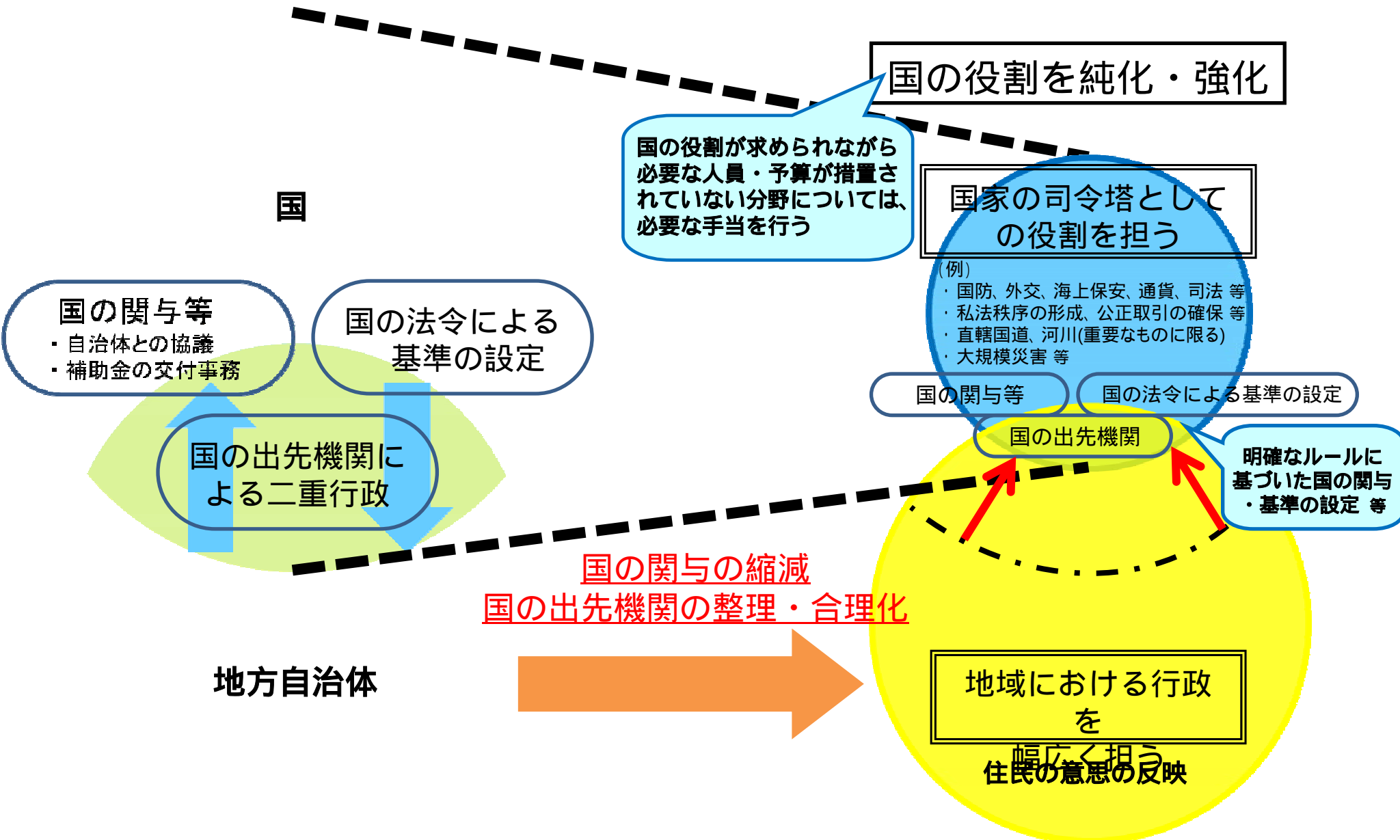
- 政府のあり方

- セーフティネットの強化・拡充 新しい公共
国・地方を通じた政府の再構築
- ・ 国の役割の純化・強化
 - ・ 国・地方関係の再構築 - 事前規制から事後是正へ
 - ・ 二重行政の排除、折衝コストの削減

- 地方自治体のあり方

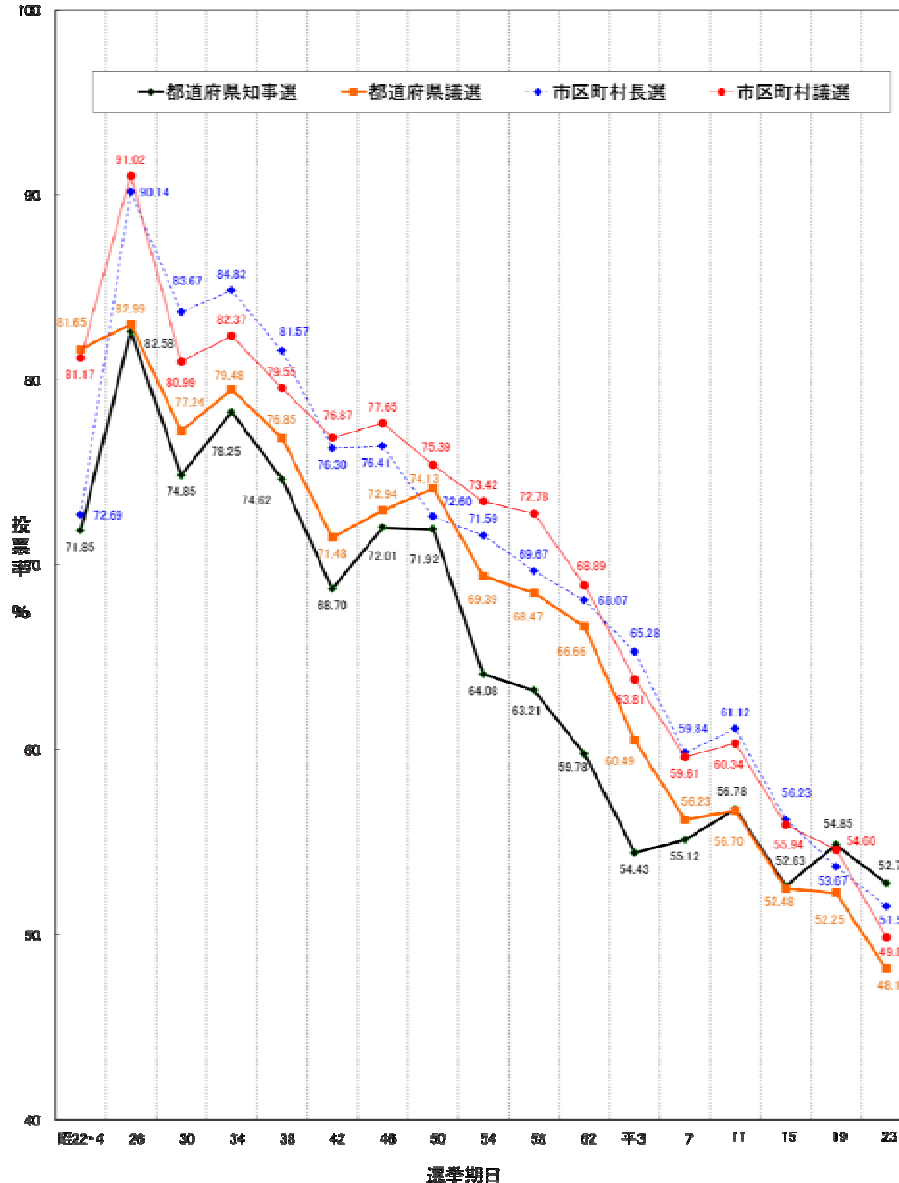
住民の意向の反映（議会・議員のあり方、住民投票）
住民、企業との協働

国と地方を通じた政府の再構築

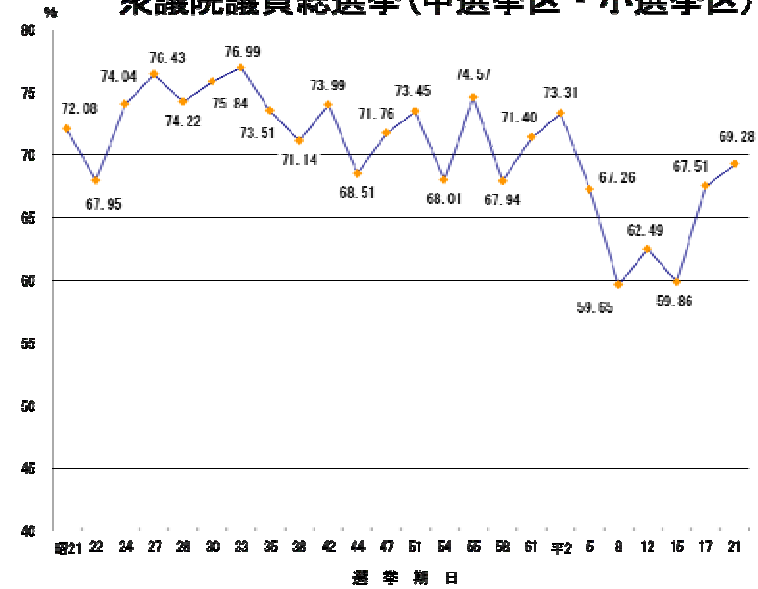


投票率の推移

統一地方選挙

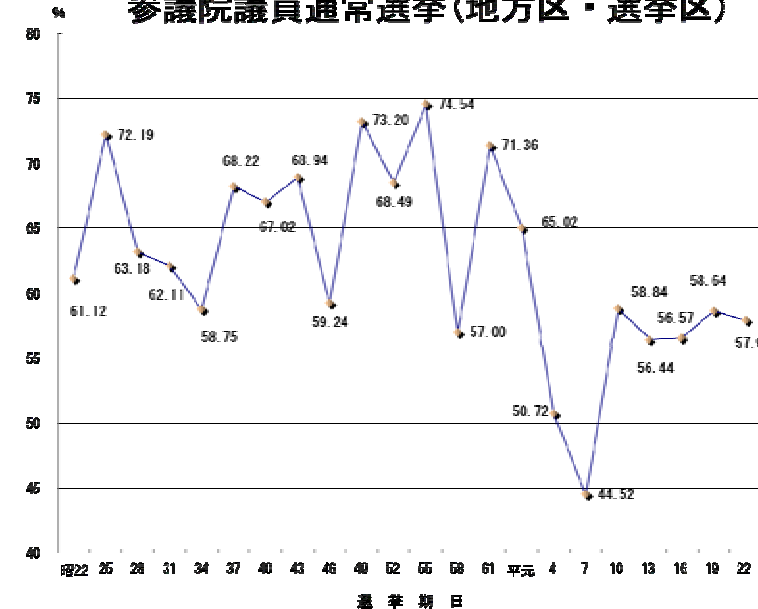


衆議院議員総選挙(中選挙区・小選挙区)



- 注1 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙である。
 注2 平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注3 平成17年より、期日前投票制度が導入された。

参議院議員通常選挙(地方区・選挙区)



- 注1 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙である。
 注2 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注3 平成16年より、期日前投票制度が導入された。

選挙の種類ごとの選挙運動の主体

選挙の種類		候補者個人	政党等	確認団体
衆議院	小選挙区	○ (パンフレット・書籍、政見放送は政党が対応)	(パンフレット・書籍、政見放送も可。選挙公報は候補者個人が対応)	—
	比例代表	×	(パンフレット・書籍、政見放送も可)	—
参議院	選挙区	(政見放送も可)	×	○ (政治活動のうち、ピラ、ポスター、演説会、街頭演説は選挙運動にわたることができる)
	比例代表	○ (パンフレット・書籍、新聞広告、政見放送、選挙公報は政党で対応)	(パンフレット・書籍、新聞広告、政見放送、選挙公報以外は不可)	
地方公共団体の長	都道府県市 (特別区を含む)	(ピラも可)	×	○ (政治活動のうち、ピラ、ポスター、演説会、街頭演説は選挙運動にわたることができる)
	町村			政治活動の規制なし (選挙運動にわたることはできない)
地方公共団体の議会の議員	都道府県指定都市	○ (ピラは不可)	×	○ (政治活動のうち、ピラ、ポスター、演説会、街頭演説は選挙運動にわたることができる)
	一般市 (特別区を含む) 町村			政治活動の規制なし (選挙運動にわたることはできない)

政党等政治活動を行う団体（確認団体を含む）は、公示又は告示の日から選挙当日まで、掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌を除く）に、候補者の氏名及び氏名類推事項を記載することは不可。

選挙運動期間中は、原則として政党又は政治団体は、政治活動を行うことができないが、一定の要件を備えた確認団体は、一定の政治活動を行うことができる。

各法律における政党の要件

政党助成法	政治資金規正法	公職選挙法
規正法 3 に定める「政治団体」のうち、次のいずれかに該当するもの ○ 所属国会議員 5 人以上 ○ <u>国会議員を有し、かつ、次のいずれかの選挙における全国を通じた得票率が 2 % 以上のもの</u> ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙 ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙 ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙 ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙 (助成法 2)	規正法 3 に定める「政治団体」のうち、次のいずれかに該当するもの ○ 所属国会議員 5 人以上 ○ 次のいずれかの選挙における全国を通じた得票率が 2 % 以上のもの ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙 ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙 ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙 ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙 (規正法 3)	候補者届出政党 (公選法 8 6) ○ 国会議員 5 人以上 ○ 直近の国政選挙で得票率 2 % 以上 衆議院選挙 (小選挙区) において候補者の届出ができる 衆議院名簿届出政党等 (公選法 8 6 の 2) ○ 国会議員 5 人以上 ○ 直近の国政選挙で得票率 2 % 以上 ○ 名簿登載者数が定数の 2/10 以上 衆議院選挙 (比例代表) において候補者名簿の届出ができる 参議院名簿届出政党等 (公選法 8 6 の 3) ○ 国会議員 5 人以上 ○ 直近の国政選挙で得票率 2 % 以上 ○ 参院選候補者 1 0 人以上 参議院選挙 (比例代表) において候補者名簿の届出ができる。

(米国の様式)

Voter Registration Application

Before completing this form, review the General, Application, and State specific instructions.

Are you a citizen of the United States of America? ☐ Yes ☐ No Will you be 18 years old on or before election day? ☐ Yes ☐ No If you checked "No" in response to either of these questions, do not complete form. (Please see state-specific instructions for rules regarding eligibility to register prior to age 18.)				This space for office use only.									
1	(Circle one) Mr. Mrs. Miss Ms.	Last Name	First Name		Middle Name(s)	(Circle one) Jr Sr II III IV							
2	Home Address			Apt. or Lot #	City/Town	State	Zip Code						
3	Address Where You Get Your Mail If Different From Above				City/Town	State	Zip Code						
4	Date of Birth ____/____/____ Month Day Year		5	Telephone Number (optional)		6 ID Number - (See Item 6 in the instructions for your state) _____							
7	Choice of Party (see item 7 in the instructions for your State)		8	Race or Ethnic Group (see item 8 in the instructions for your State)									
9	I have reviewed my state's instructions and I swear/affirm that: ■ I am a United States citizen ■ I meet the eligibility requirements of my state and subscribe to any oath required. ■ The information I have provided is true to the best of my knowledge under penalty of perjury. If I have provided false information, I may be fined, imprisoned, or (if not a U.S. citizen) deported from or refused entry to the United States.				Please sign full name (or put mark) ▲ Date: <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>____</td><td>____</td><td>____</td></tr><tr><td>Month</td><td>Day</td><td>Year</td></tr></table>			____	____	____	Month	Day	Year
____	____	____											
Month	Day	Year											

If you are registering to vote for the first time: please refer to the application instructions for information on submitting copies of valid identification documents with this form.

地方議会制度の概要

○議会の設置

- ・地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。（憲法93）
- ・普通地方公共団体に議会を置く。（法89）
- ・町村は、条例で、自治法第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。（法94）

○議員の選出

- ・地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。（憲法93）
- ・議員は、選挙人が投票により選挙する。（法17）
 - 選挙権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法18）
 - 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法19）

○議員の任期

- ・4年（法93）
- ・補欠議員の任期は、前任者の在任期間（公職選挙法260）
市町村合併に伴う議会の議員の在任の特例＝市町村合併特例法7

○議員の身分

- ・特別職の地方公務員（地方公務員法3）

○議員の報酬等

- ・報酬、期末手当を支給（法203）
- ・職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる（法203）
- ・報酬等の額及び支給方法については条例で定める（法203）

論点1

幅広い層の住民が議員として活動を行えるようにするために、労働法制や公務員法制において、以下のような環境整備のための制度の導入が考えられるか。

労働基準法などの関係法律に以下のような規定を設けることが考えられるか。

- a 地方議会議員への立候補、議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益扱い、解雇及び免職の禁止規定を明確化する。
- b 議員在職中における雇用契約に係る有給休暇制度、一時休止・退職制度を設ける。
- c bにおいて一時退職した場合、議員としての任期を終えた後は、申請により従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職させる。

地方公務員が他の地方自治体において議員活動を行えるようにするために、 の規定に加え、地方自治法や地方公務員法などの関係法律に以下のような規定を設けることが考えられるか。

- a 一定の役職を除き、立候補及び兼職禁止規定を解除する。
- b 議員となった場合には、公務員の職を一時停職又は離職することとする。
- c bの場合、議員としての任期を終えた後は、申請により公務員としての職務に復帰させる。

【参考】

○ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合については、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

「公民としての権利」= 法令に根拠のある公職の被選挙権を含む。さらに、当選のために必要な法定期間中の選挙運動は、被選挙権の行使に必然的に伴うものとして広く公民権に含ませて考えるべきであろうとされている。

「公の職務の執行」= 議員としての職務等国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務等を含む。

本条は正常な労働関係を前提として労働者の公的活動との調和を図る趣旨のものであり、また、文理上も不利益取扱いの禁止まで含まれているとは解されないので、公の職務の執行のために必要な時間が著しく長期にわたる場合に、当該労働者を休職にしたり、解雇したりしても本条違反は成立しないと解されている。

もっとも、本条に定める公の職務の執行は、法律で認められた権利の行使であるから、懲戒解雇等の懲戒処分を行うことは許されないものと解されている。

賃金については、当事者間の自由に委ねられている。

本条違反は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(労働基準法第119条第1号)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)

(不利益取扱いの禁止)

第一百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

諸外国の議員としての活動と休暇・休職・復職等の制度

フランス

- ・人口3500人以上の地方議会議員の選挙においては、サラリーマンの立候補者は、選挙運動のために10日間の休暇を取得することができる。
- ・地方議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、本会議又は委員会等への出席を許可しなければならない（その時間分の給与は無給にできる。）。
- ・人口3500人以上の地方議会議員であるサラリーマンに対し、雇用主は、議会への出席等の準備に必要な時間を3か月毎に一定範囲で与えなければならない（その時間分の給与は無給）→いわゆる「時間予算」。
- ・議会活動に関し報酬を受け取らない地方議会議員は、議会活動によって余儀なくされた減収に対し、一定の補填措置を受けることができる。
- ・民間被用者：地方団体総合法典による労働法典L.122-24-2の準用（国会議員になった場合の規定の準用）。
 コミューン的首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県及び州の議長又は副議長に就任した場合、その任期が切れるまでの間、雇用契約を一時的に休止する旨規定されている。任期切れの後は、再選され公選職への就任が継続する場合は契約の休止状態が継続する。再選されず復職しようとする場合は、任期切れ後遅くとも2か月以内にその意思を雇用主に通告すれば、その通告から2か月以内に従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できる。
- ・公務員：公務員の権利と義務にかかる「一般身分規程」（公務員法典）により、その身分を放棄することなく「派遣」又は「休職」の扱いを受け公選職に就任する間、一般公務員としての職務の遂行から離脱することができる。なお、地方公務員が自らの雇用主たる地方団体の議員になることはできない。
 首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県又は州の議長又は副議長の職務を遂行しようとするときには、その申し出に基づき「派遣」扱いとする。（L.2123-10,L.3123-8,L.4135-8）それ以外の公選職に就任しようとするときには、その申し出により、現に雇用している当局の判断に基づいて「派遣」扱いにできる。

諸外国の議員としての活動と休暇・休職・復職等の制度（続き）

ドイツ	・ドイツ連邦共和国基本法第48条〔選挙準備のための休暇請求権、職務行使の自由、補償請求権、国有交通機関の無料利用権〕 （１）連邦議会に議席を得ようとする者は、その選挙の準備のために必要な休暇を請求する権利を有する。 （２）何人も、議員の職務を引き受け、かつこれを行することを妨げられてはならない。このことを理由とする解約告知または免職は、許されない。 （３）議員は、その独立を保障するにふさわしい補償〔＝歳費〕を請求する権利を有する。議員は、国有の交通手段を無償で利用する権利を有する。詳細は、連邦法律で規律する。 ・州議会議員への立候補、就任受諾、及び議員活動の妨害禁止、それらを理由とした職場での不利益取り扱い及び解雇・免職の禁止、選挙準備のために２か月までの休暇を認めるべきこと（休暇の間の給与は補償されない）、議員としての在職期間を職場での勤務期間に算入すべきことが定められている（例 バーデン - ヴュルテンベルク州憲法29条、同州議員法2条～4条）。 ・特に、州議会議員としての活動には職場での休暇を要しない旨（バイエルン州憲法30条）、議員を意に反して職場で休職に付すことの禁止を定めている例（バーデン - ヴュルテンベルク議員法2条2項2文）もある。 官吏については、一時離職制度、有給休暇等の定めがある。 （参考） 郡法(LKrO)第26条第2項及び市町村法（GO）第32条第2項により、雇用者はその被用者が地方議員となることを妨げてはならず、また、地方議員の業務遂行のために必要な時間を与えなければならない。また、議員業務のため、本来得られる収入が得られなかった場合は、自治体がその相当額を補償している。
イタリア	地方自治統一法典79、80条： 従属労働者（民間、公共）が市、県議員である場合、議会出席日には休暇取得（有給）する権利を有する。地方団体執行部に従事する場合、上記権利はそのままとして、毎月24時間（市長県知事は48時間）休職する権利を有する 同81、86条： 市長、県知事、市、県議長、参事会助役は、任期中休職する権利（無給）を有する。地方団体議員が休職申請する場合、社会保障費は自ら負担する（2007年12月24日法律244号（予算法）で上記の通り変更） 休職（Aspettativa）：1970年5月20日法律300号31条は、公職に就く雇用労働者の無給休職について規定する。

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限

イギリス	地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。
ドイツ	連邦、州、市町村における官吏等 ¹ の被選挙権は、法律により制限できる。 一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。
スウェーデン	コミュン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。
フランス	コミュン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。 デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミュン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。
イタリア	コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者 ² は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員：一定の公職にある者 ³ は被選挙権を有しない。
韓国	一定の公職者 ⁴ が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。

1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

2 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列举されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シントゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

3 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシントゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（トスカーナ州、1981年4月23日の州法第154号）

4 国家公務員・地方公務員（ただし、政党法の規定により党員となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合法・水産業協同組合法・山林組合法・葉たばこ生産協同組合法によりされた組合の常勤役員とこれら組合の中央会長、地方公社と地方公団の常勤役職員、政党法の規定により党員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

職業公務員と議員の兼職可能性（続き）

兼職の禁止（１）

イギリス	地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。
ドイツ	市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。 他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。）。 ・ 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。 ・ 一時離職制度 が用意されている。 ・ 地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。
スウェーデン	最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。 それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。

官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

職業公務員と議員の兼職可能性（続き）

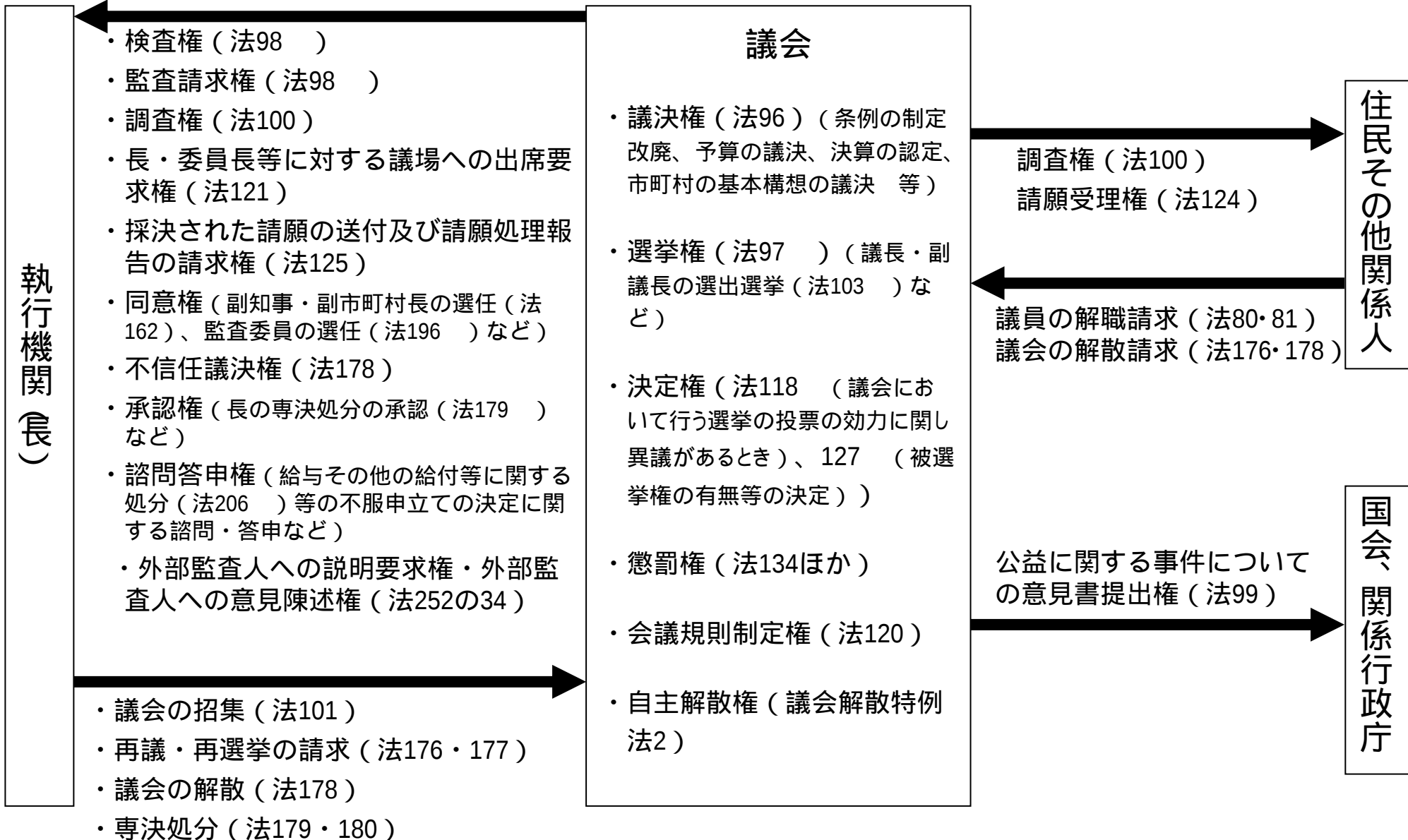
兼職の禁止（2）

フランス	デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。
イタリア	コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない（地方自治法典第63条）。人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない（1953年の法律）。レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第122条）。
韓国	地方議会議員は、一定の公職との兼職は禁止されている。

国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党员になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党员となることができない教員

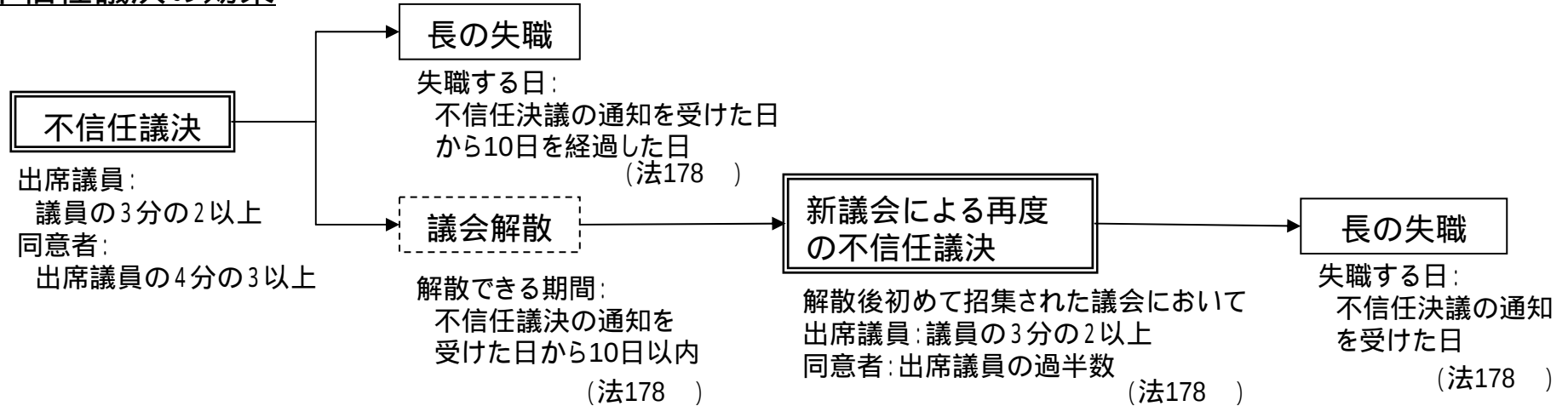
地方議会の権限

○議会と執行機関（長）等との牽制関係

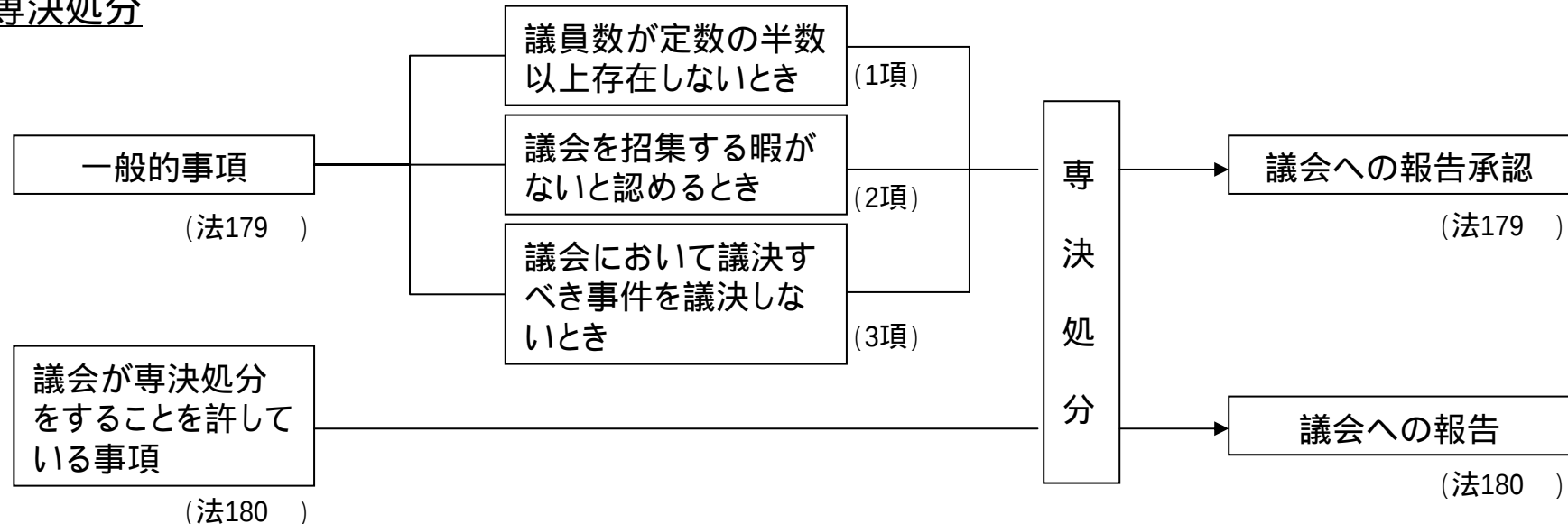


地方議会の権限（続き）

○ 不信任議決の効果



○ 専決処分



ジェノヴァ県投票用紙

党派のシンボルマーク

県知事候補者

県議会議員
候補者

Marilchiara MALAGOLI CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Pasquale ROMEO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Andrea PROTO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Andrea PESCHINO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Marco FALLABRINI CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Giacomo BERTONE CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Cosimo SURACE CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO

直接請求について

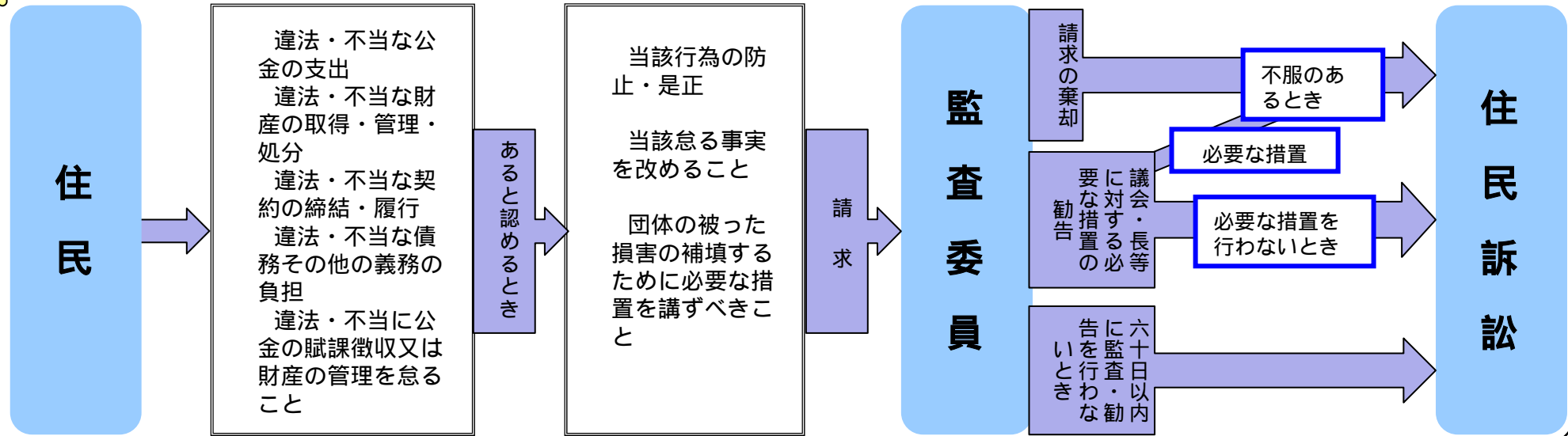
種類	請求者	請求先	請求後の措置		結果の通知等
条例の制定・改廃の請求	選挙権を有する者の50分の1以上の連署による。	長	議会を招集し提案（意見付）	議決（過半数で成立）	請求代表者 公表
事務の監査請求		監査委員			請求代表者 公表 議長（執行機関）
議会の解散請求	選挙権を有する者の3分の1以上の連署による。 （議員の解職請求の場合、選挙区のあるときは、所属の選挙区を単位として計算する。）	選挙管理委員会	選挙権者の投票	過半数の同意があったとき 解散 解 職	(通知) 請求代表者 議会の議長 (関係議員) 公表 (報告) 市町村長 知事
議員の解職請求					
長の解職請求					
主要公務員の解職請求	()	長	議会の付議	2/3以上の出席 3/4以上の同意	請求代表者 関係者 公表 知事

請求
要
旨
の
公
表

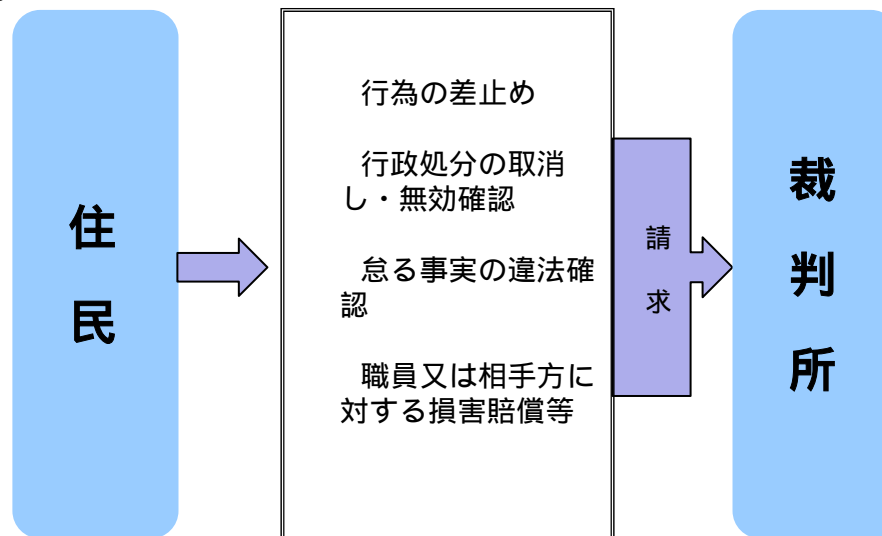
選挙権を有する者が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。

住民監査請求制度・住民訴訟制度について

住民監査請求



住民訴訟



住民訴訟提起の状況

● 住民訴訟の提起件数（年度間別平均値の推移）

（単位：件）

区分 \ 提訴年度	S59～S63	H元～H3	H4～H6	H7～H10	H11～H14	H15～H18
都道府県	8	11	24	65	57	69
市区町村	56	69	88	142	160	215
総 数	64	80	112	207	217	284

【参考】住民監査請求の件数（年度間別平均値の推移）

（単位：件）

区分 \ 請求年度	S59～S63	H元～H3	H4～H6	H7～H10	H11～H14	H15～H18
都道府県	33	45	58	213	225	197
市区町村	222	221	304	503	658	997
総 数	255	266	362	716	883	1,194

住民訴訟の例（京都市：ポンポン山住民訴訟）

事案の概要	京都市が民事調停法第17条による調停に代わる決定（本件決定）に基づいてゴルフ場開発予定地（本件土地）の買取代金47億5,623万1,684円を支出したことにつき、その支出当時の市長が同決定による代金額が著しく高額に過ぎることを認識しながら異議申立てをせずに道決定を確定させた違法により、市が支出額と相当価格との差額の損害を被ったとして、地方自治法第242条の2第4号に基づき元市長個人に対して損害賠償を請求
平成13年1月31日 京都地裁判決 （請求一部認容）	・ 本件決定に対して異議を申し立てる権限を有する市長が、これをしないという不作為は、地方自治法第242条第1項所定の長の「財産の取得」又は「債務その他の義務の負担」として財務会計行為に当たるものであるところ、本件決定に至るまでの経過、買取価格が経済的にはあり得ないほどの高額であったことを総合すると、市長は本件決定につき異議を申し立てる義務を負っていたというべきであるにもかかわらず、その裁量権を逸脱し、権限を濫用して異議申立てをしなかったものであるから、当該行為は違法な財務会計行為に当たる。 ・ 市として本件土地を取得する行政目的は一応あったものと認められることを考慮し、市長の違法行為と相当因果関係にある損害（本件土地の適正価格21億4,365万3,712円の2倍を超える部分）、4億6,892万4,260円の支払を市長に命ずる。
平成15年2月6日 大阪高裁判決 （請求一部認容）	・ 市長は、市議会の行った議決に従って本件決定に異議を申し立てなかったものであるが、当該議決は、土地の買取価格について当然すべき調査や審議を尽くさないまま適正価格を大幅に超えた価格での買取りを是認したものであって、本件決定を確定させることにより土地を取得する差し迫った必要性があったともいえないから、著しく合理性を欠き、地方自治体における財政の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものといわざるを得ず、また、市長は議会の審議に際し、当然なすべき説明や資料の提出を怠り、審議の充実を図るため万全の配慮を図るべき義務を怠ったというべきであり、これらを総合すれば、市長が同議決に従って異議を申し立てなかった行為は、財務会計法規上の義務に違反する違法なものである。 ・ 支払代金47億5,623万1,684円と本件土地の適正価格21億4,365万3,712円の差額である26億1,257万7,972円の支払を市長に命ずる。
平成17年9月15日 最高裁判決	上告棄却（高裁判決確定）

地方公共団体における住民投票

1. 検討の対象

地方公共団体において行われる投票のうち、選挙及び解職又は解散の投票を除き、個々の政策等について、地方公共団体がその可否又は選択肢を住民に示し、住民が投票により自らの意思を表明する方法により行われるもの（いわゆるレファレンダム）を中心に検討する。

以下の用語については様々な定義があるが、本資料上は、以下のように分類する。

- **レファレンダム**：条例の制定・改廃等を行う際に、義務的に、又は議会若しくは長の裁量によって任意的に、住民投票に付すもの
- **イニシアティブ**：住民の直接請求により、自ら提案する条例の制定・改廃等を、直接又は間接（議会が否決した場合等）に住民投票に付すもの

2. 住民投票の種類

- **「拘束的住民投票」**：投票の結果がその地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束するもの

拘束的住民投票は、法律に根拠がある場合にのみ可能と解されている。

- **「諮問的住民投票」**：議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知るために行われるもの

投票の効果としては、議会又は長その他の執行機関に尊重義務を課すものが多い。

住民投票の類型

1. 法律を根拠とするもの

	根拠	概要	拘束/ 諮問	投票権者	投票手続 投票運動
(レファレンダムの例) 地方自治特別法	憲法95条 地方自治法 261条、262条	憲法95条に基づき「一の地方公共団体のみ に適用される特別法」の制定に当たって、住民 投票を実施(法律の制定には過半数の同意が 必要。)。	拘束	満20歳以上の者で引き続 き3か月以上区域内に住 所を有する者(公選法準 用)	自治法262条第1項 (公選法を準用)
(イニシアティブの 例) 合併協議会の設置	市町村合併 特例法 4条、5条	直接請求で付された合併協議会の設置に係る 議案が議会で否決された場合に、長による住 民投票に付する旨の請求又は有権者の6分の 1以上の直接請求により、住民投票を実施(投 票で過半数の同意があったときは、議会が可 決したものとなされる。)。	拘束	満20歳以上の者で引き続 き3か月以上区域内に住 所を有する者(市町村の 議会の議員及び長の選 挙権を有する者)	市町村合併特例法 5条32項 (公選法を準用)
(参考) 国民投票法	憲法96条 日本国憲法の 改正手続に関 する法律	憲法96条に基づき「各議院の総議員の3分の2 以上の賛成で国会が発議」し、これに基づき国 民投票を実施(投票で過半数の同意が必要。)。	拘束	満18歳以上の日本国民 (公選法、民法等の法制 上の措置が講ぜられるま での間は、投票権者の年 齢は20歳以上とする。)	国民投票法で規定 (公選法を一部準用)
(参考) 議会の解散 公務員の解職	地方自治法 76 - 85条	有権者の総数の3分の1以上の連署による議 会の解散、議員・長の解職の請求があった際 に、住民投票を実施(投票で過半数の同意が あったときは、それぞれ解散、失職。)。	拘束	満20歳以上の者で引き続 き3か月以上区域内に住 所を有する者(公選法準 用)	自治法85条第1項 (公選法を準用)

2. 法律に基づかないもの

- ・ 根拠：条例、要綱など
- ・ 発議者：住民(一定数の署名)、議会、長その他の執行機関
- ・ 投票権者：選挙権を有する者に限る(未成年、在留外国人を対象とする場合もあり)
- ・ 投票手続、投票運動：条例

住民投票の実施状況

1. 実施状況

根拠	都道府県	市町村
(1) 法律(合併特例法)	0	53 (53)
(2) 条例	1	400 (378)
(3) 要綱、その他	0	14 (14)
計	1	467 (445)

(昭和57年7月の高知県窪川町での住民投票以降の投票実施数(平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答に基づく。)。地方自治法に基づく解散・解職の投票、は除く。
カッコ内は、うち市町村合併に係る住民投票の数。)

2. 実施結果の概要

- ・ 合併の賛否を問う住民投票(条例・要綱等に基づく)
319件(合併について賛成多数171件、反対多数138件、不成立等10件)
- ・ 合併の枠組みを問う住民投票(条例・要綱等に基づく)
73件
- ・ 合併以外の住民投票
 - ・ 産業廃棄物処分場設置についての住民投票
 - ・ 原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの是非に関する住民投票
 - ・ 可動堰建設計画の賛否を問う住民投票
 - ・ ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票
 - ・ 牧場誘致による牛舎建設の是非を問う住民投票 等

(平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ)

住民投票条例に基づく住民投票例(市町村合併関連を除く)

ただし、総務省において把握している限りのものである。

(都道府県)

団体名	条例名	公布日 施行日	投票期日	投票総数 (票)	投票率 (%)	投票結果(%)	
						賛成	反対
沖縄県	日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する住民投票条例	8. 6.24 同日	8. 9. 8	541,638	59.5	89.1	8.5

(市町村)

団体名	条例名	公布日 施行日	投票期日	投票総数 (票)	投票率 (%)	投票結果(%)	
						賛成	反対
新潟県 まきまち 巻町	巻町における原子力発電所建設についての住民投票に関する条例	7. 7.19 同日 (7.10. 4一部改正公布日 7.10.14一部改正施行日)	8. 8. 4	20,500	88.3	38.6	60.9
岐阜県 みたけちよう 御嵩町	御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例	9. 1.21 同日	9. 6.22	13,023	87.5	18.8	79.7
宮崎県 小林市	小林市東方における産業廃棄物中間処理場建設についての市民投票に関する条例	9. 5. 2 同日	9.11.16	23,919	75.9	40.2	58.7
沖縄県 名護市	名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票に関する条例	9.10. 6 同日	9.12.21	31,477	82.5	45.3	52.9
岡山県 よしながちよう 吉永町	吉永町における産業廃棄物最終処分場の設置についての住民投票に関する条例	10. 1.14 同日	10. 2. 8	3,852	91.7	1.8	98.0
宮城県 白石市	白石市における産業廃棄物処分場設置についての住民投票に関する条例	10. 4.13 同日	10. 6.14	22,803	71.0	3.8	94.4
千葉県 うなかみまち 海上町	海上町における産業廃棄物最終処分場設置についての住民投票に関する条例	10. 8. 7 同日	10. 8.30	7,393	87.3	1.7	97.6
長崎県 こながいちよう 小長井町	小長井町における採石場の新規計画及び採石場の拡張計画についての住民投票に関する条例	11. 1. 5 同日 (11. 3.31一部改正 同日施行)	11. 7. 4	新) 3,582 拡) 3,582	67.8 67.8	50.4 51.9	45.0 43.4
徳島県 徳島市	吉野川可動堰建設計画の賛否を問う徳島市住民投票条例	11. 6.30 同日	12. 1.23	113,996	55.0	8.4	91.7
新潟県 かりわむら 刈羽村	柏崎刈羽原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの是非に関する住民投票条例	13. 4.25 同日	13. 5.27	3,605	88.1	42.5	53.4
三重県 みやまちちよう 海山町	海山町における原子力発電所誘致に対する賛否についての住民投票に関する条例	13. 9.27 同日	13.11.18	7,754	88.6	32.4	67.3
山口県 岩国市	岩国市住民投票条例	16. 3.16 16.10. 1	18. 3.12	49,682	58.7	10.8	87.4

注) 長崎県小長井町においては、新規計画及び拡張計画双方について投票が行われた。

各国の住民投票制度の比較

(未定稿)

	スイス(連邦制) (自治体レベル)	アメリカ(連邦制) (自治体レベル)	ドイツ(連邦制) (自治体レベル)	韓国
投票の法的根拠	州憲法 州法 条例	州憲法 州法 自治体憲章	州法 (多くは1990年代に導入)	法律 (住民投票法(2004年))
投票実施の要件	義務的实施:自治体の憲章改正、組織、廃置分合、連合組織への参加、一定額以上の財政支出等を行うとき 任意的実施:自治体の議会の議決に関し、以下の請求等があった時 ・住民の一定数以上の署名 ・議会の一定数以上の請求 ・執行機関の提案(執行機関提出議案が議会で否決・修正され、かつ、議会案が住民投票に付されるときに、執行機関案も併せて投票に付す) 住民発議(ジュネーブ州内の例):一定数以上の署名があれば、議会が無効、審議開始、承認又は対案提出の決定を行うが、議会で否決された場合は投票	義務的实施(ニューヨーク州の場合) ・憲章制定、境界・議会の変更、公職の廃止・設立等、(学校区の場合)予算について 任意的実施 ・議会が可決した条例案等について、一定数の署名が集まった場合 住民発議 ・住民発案の憲章・条例改正案について一定数の署名を集めた場合 (憲章の場合はそのまま投票、条例の場合は議会がそのまま採用しなかった場合に投票としている例が多いが、例えばアリゾナ州内自治体では条例でも直接投票に付すとされている。)	議会が過半数又は議員定数の2/3以上の議決をした場合 有権者の一定数以上の署名が集まり、議会で否決した場合	(議会の同意を経た)長の請求(議会在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得て) 議会(単独)の請求(在籍議員の過半数の出席と出席議員の2/3以上の賛成) 住民発議(投票権者の総数の1/20～1/5の範囲内で条例で定める数以上の署名) 中央行政機関の長が、自治体の廃置分合、主要施設の設置など、国家事務に対する住民の意見を取りまとめるため必要と認めるとき、行政安全部長官と協議の上、関係自治体の長に要求。

各国の住民投票制度の比較（続き）

（未定稿）

	スイス（連邦制） （自治体レベル）	アメリカ（連邦制） （自治体レベル）	ドイツ（連邦制） （自治体レベル）	韓国
投票の対象事項	(対象):「住民発議」の投票について、ジュネーブ州内団体では、市町村権限内で限定された項目(自治体の建物の建設、道路供用開始、基金設立、文化施設整備等) (除外):「任意的実施」の投票について、一般的に、個人に関する事項(人事・選挙など)、予算・決算に関する事項(予算の個別項目は認容)、過去に投票を行った事項(新事実がない限り)は除外。ジュネーブ州内団体では、緊急条項による議決、議会で否決された議案を除外。	(対象)「義務的实施」・「任意的実施」の投票については上記のとおり (除外)「住民発議」の投票について、ニューヨーク市等全国の15大都市では、11市で除外事項なし、残り4市の除外項目例は、歳出、歳入、ゾーニング、投票方法、公選職の種類	(対象) 重要な自治体所管事項（公共施設の設置・廃止、市町村・郡の区域の変更、市町村名の変更等）を限定列挙又は例示(さらに条例で追加する途を残している州あり) (除外) 予算・決算・租税等、委任事務、自治体内部組織、法律上長に課された事項、争訟上の決定、正式な行政手続がある事項、都市計画等(州によって異なる)	(対象) 住民への過度な負担、重大な影響を及ぼす自治体の主要決定事項及び条例で定める事項 (除外) 違法又は訴訟係属中の事項、国又は他の自治体の事務、予算、財務、税・使用料等の賦課減免、機構、公務員の身分・報酬、他法で住民参加手続がある公共施設の設置、住民投票実施後2年を経過していない事項
投票の可決要件	有効投票の過半数	有効投票の過半数	有効投票の過半数かつ有権者の10%～30%以上	投票権者総数の1/3以上の投票で成立し、有効投票数の過半数賛成で可決
投票の効果	拘束的 (一部の州では、諮問的な投票制度も併存)	拘束的 (一部の州(例:ニュージャージー州)では諮問的投票も併存)	拘束的	拘束的

市町村合併の状況

- 日本の市町村数は、１８８８年には７万を超えていたが、明治、昭和、平成と３度の大合併を経て、現在では１７２０市町村にまで減少

		年	月	市	町	村	計
<u>明治の大合併</u> 1889年に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300～500戸を標準として、全国的に町村合併を実施		1888年		-	(71,314)		71,314
		1889年		39	(15,820)		15,859
		1945年	10月	205	1,797	8,518	10,520
<u>昭和の大合併</u> 1953年に、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進		1953年	10月	286	1,966	7,616	9,868
		1961年	6月	556	1,935	981	3,472
<u>平成の大合併</u> 地方分権の推進や少子高齢化の進展を背景として、自主的な市町村合併を推進		1999年	3月	670	1,994	568	3,232
		2010年	3月	786	757	184	1,727